

令和6年9月2日提出

一宮市議会定例会議案
単 行

目 次

令和6年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第64号	一宮市空家等対策協議会条例の一部改正について	1頁
議案第65号	一宮市一般旅券収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止 について	3頁
議案第66号	一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	5頁
議案第67号	一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	7頁
議案第68号	新保健所建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について	10頁
議案第69号	水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	11頁
議案第70号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	12頁
議案第71号	市道路線の廃止及び認定について	14頁
認定第1号	令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について	26頁
認定第2号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について	27頁
認定第3号	令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について	28頁
報告第15号	専決処分の報告について	29頁
報告第16号	専決処分の報告について	31頁
報告第17号	専決処分の報告について	32頁
報告第18号	専決処分の報告について	33頁
報告第19号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について	34頁
報告第20号	令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告 について	36頁
報告第21号	令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報 告について	37頁
報告第22号	令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告 について	38頁
報告第23号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	39頁

一宮市空家等対策協議会条例の一部改正について

一宮市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

一宮市空家等対策協議会条例(平成28年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、一宮市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。 (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 略	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、一宮市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 略 (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。 (2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

一宮市一般旅券収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

一宮市一般旅券収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市一般旅券収入印紙購入基金を廃止するため、本案を提出する。

一宮市一般旅券収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

一宮市一般旅券収入印紙購入基金の設置及び管理に関する条例(平成31年一宮市条例第7号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公共下水道日光川上流流域関連事業第7次負担区を新設し、同負担区において賦課徴収する負担金の額を定めるため、本案を提出する。

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(負担金の額) 第4条 負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条第1項に規定する賦課対象区域内に存するものの面積を乗じて得た額とする。 【別記 参照】 2 略	(負担金の額) 第4条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

負担区の区分		1平方メートル当たりの負担金額
略		
公共下水道日光川上流流域関係事業	略	
	第5次負担区	200円
	第6次負担区	
略		

改正案

負担区の区分		1平方メートル当たりの負担金額
略		
公共下水道日光川上流流域関係事業	略	
連事業	<u>第5次負担区</u>	200円
	<u>第6次負担区</u>	
	<u>第7次負担区</u>	
略		

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立市民病院の診療科目に消化器外科を新設するため、本案を提出する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条の2関係) 【別記 参照】	別表(第2条の2関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

病院の名称	診療科目	病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立市民病院	内科、糖尿病・内分泌内科、血液内略 科、腎臓内科、脳神経内科、呼吸器 内科、消化器内科、循環器内科、小 児科、外科_____、乳腺・内 分泌外科、整形外科、リウマチ科、 脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管 外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 放射線診断科、放射線治療科、麻酔 科、リハビリテーション科、病理診 断科、救急科、歯科口腔外科				
略					

改正案

病院の名称	診療科目	病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立市民病院	内科、糖尿病・内分泌内科、血液内略 科、腎臓内科、脳神経内科、呼吸器 内科、消化器内科、循環器内科、小 児科、外科、 <u>消化器外科</u> 、乳腺・内 分泌外科、整形外科、リウマチ科、 脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管 外科、血管外科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、				

	放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科			
略				

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

新保健所建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に令和6年3月21日に議決を得た、新保健所建設工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 新保健所建設工事(週休2日)
- 2 工 事 場 所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工 事 概 要 (1) 新保健所建設工事一式
ア 構造 鉄筋コンクリート造地上4階建
イ 延べ床面積 4,162.21㎡
(2) 外構工事一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 変更前 1,735,800,000円
変更後 1,773,652,100円
- 6 契約の相手方 中村・榊原・日愛特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市時之島字吹上23番地2
株式会社中村工業
構成員 一宮市北園通2丁目10番地
榊原建設株式会社
構成員 一宮市和光2丁目1番21号
日愛工業株式会社

水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 54,560,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議をするため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の一部改正により、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をするため、本案を提出する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)の一部を次のように変更する。

現行	改正後
別表第1(第4条関係) 【別記 参照】	別表第1(第4条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略
2 被保険者証及び資格証明書 <u>の引渡し</u>
3 被保険者証及び資格証明書 <u>の返還の受付</u>
略

改正案

略
2 <u>資格確認書等</u> <u>の引渡し</u>
3 <u>資格確認書等</u> <u>の返還の受付</u>
略

付 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第71号

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

路線廃止

[illegible]

路線認定

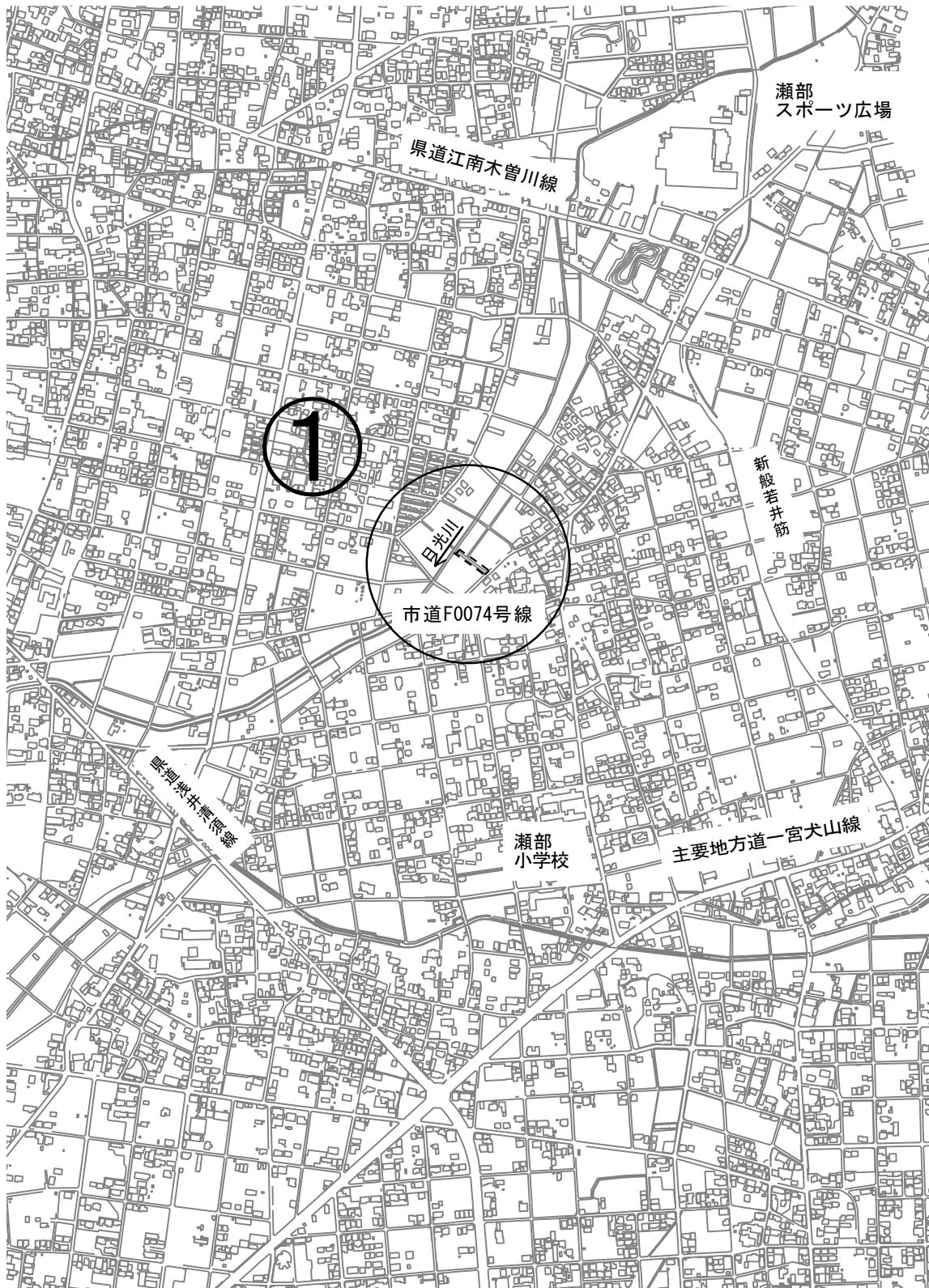
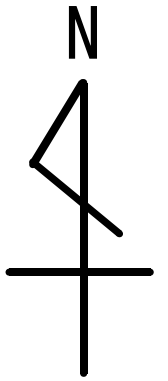
[illegible]

凡	例
①	路線廃止整理番号
「二二二」	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

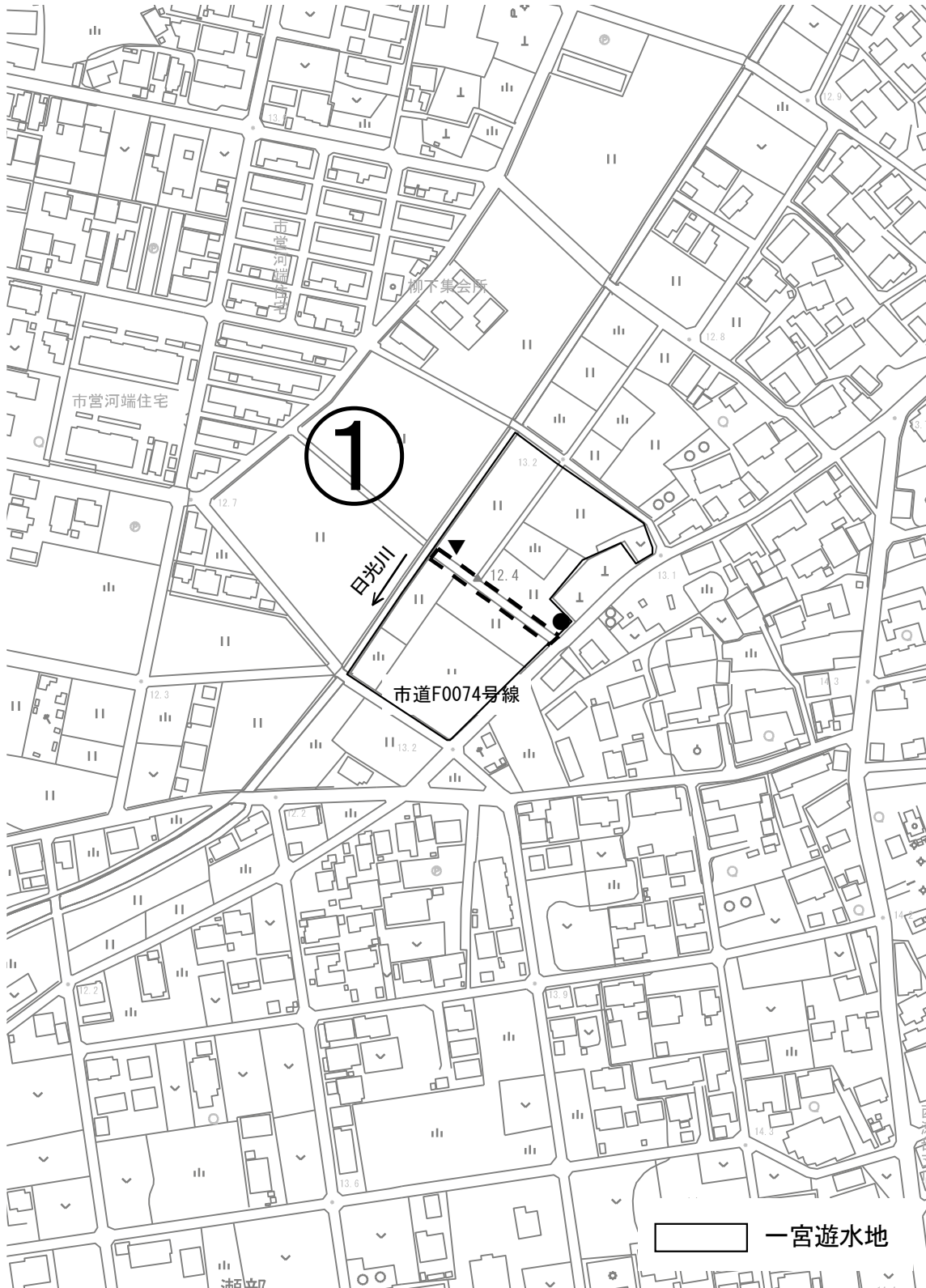
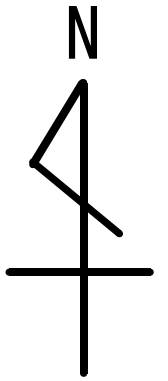
S=1／10,000



路線廃止

位置図

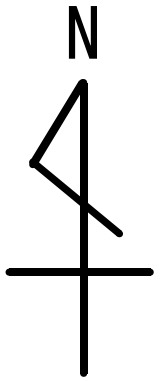
S=1／2, 500



路線認定

案内図

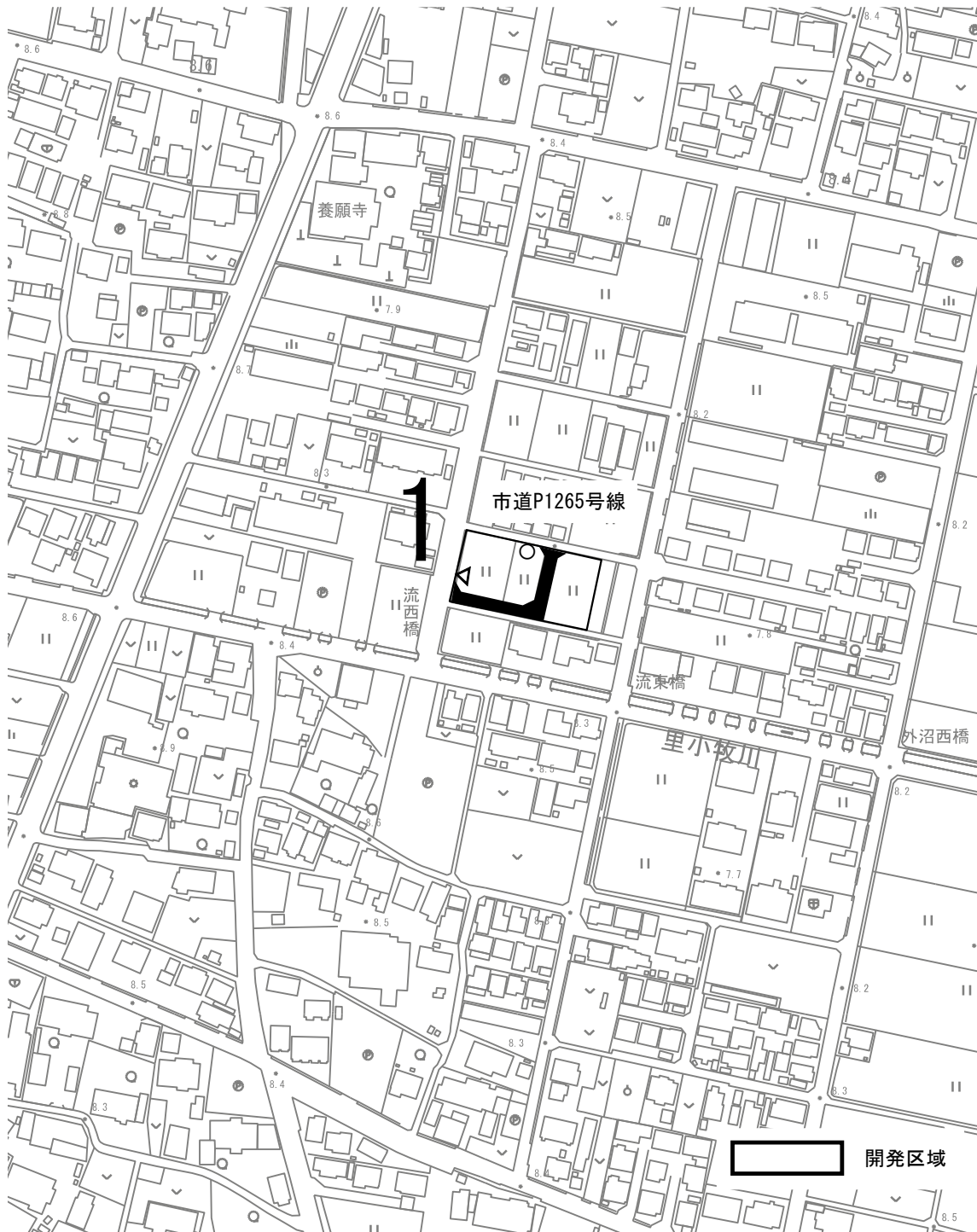
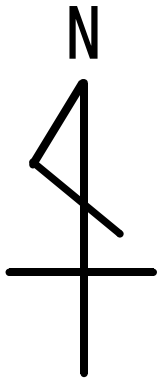
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500

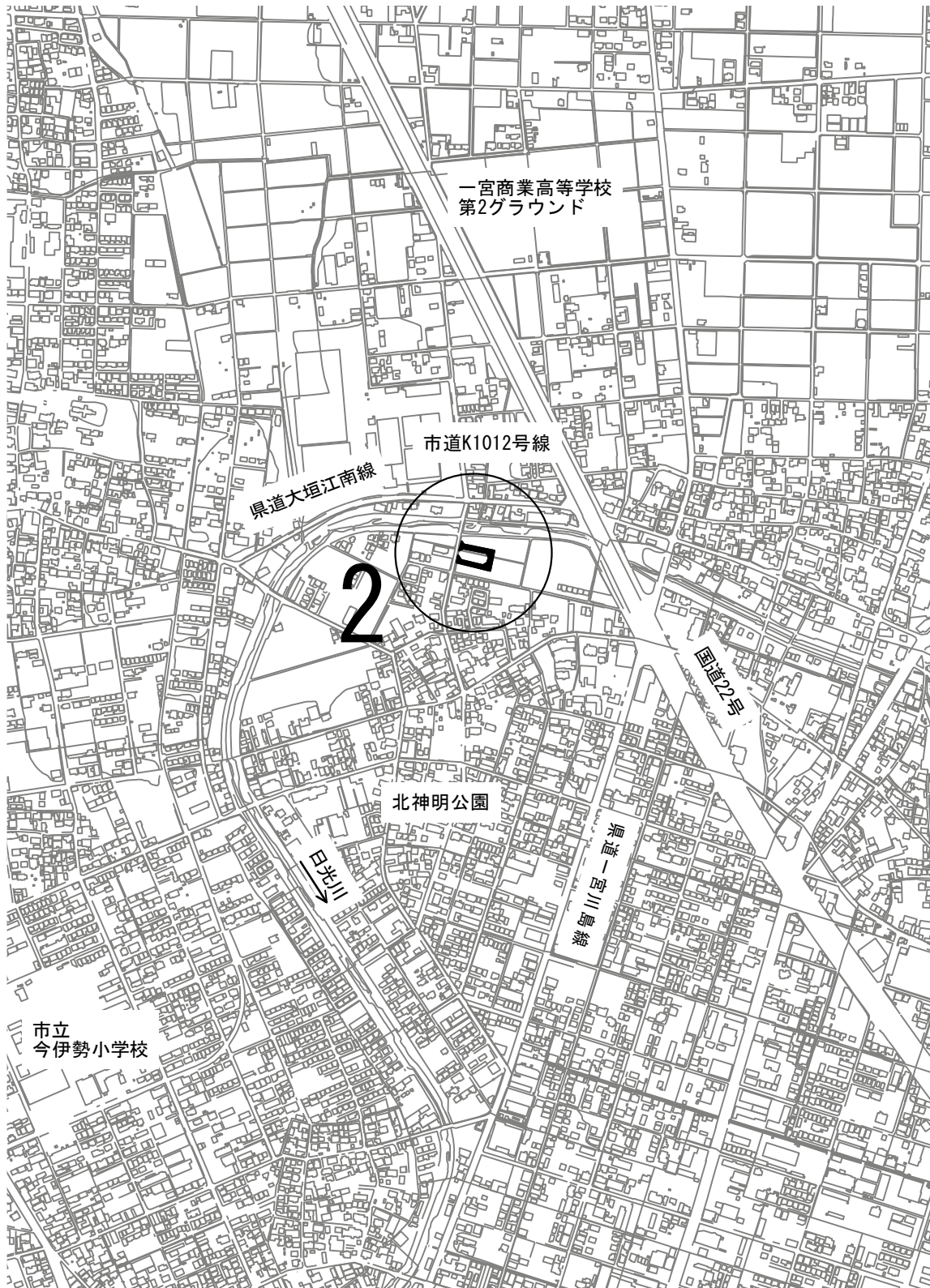
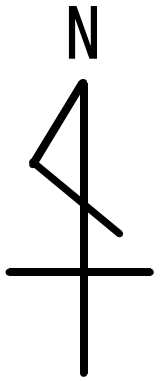


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道P1265号線	60.83	4.5	8.8 (起点)

路線認定

案内図

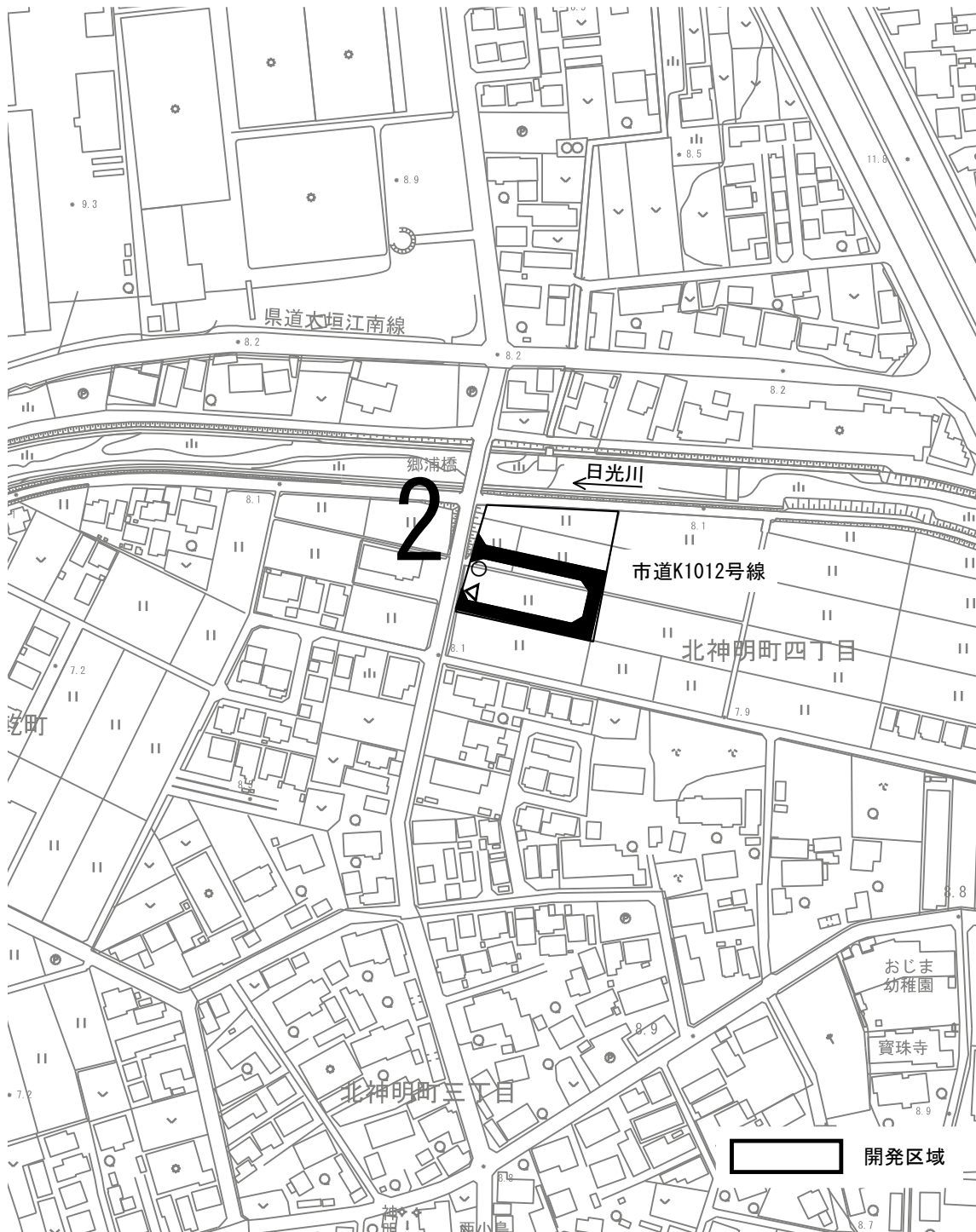
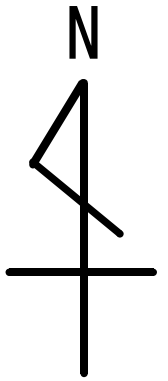
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500

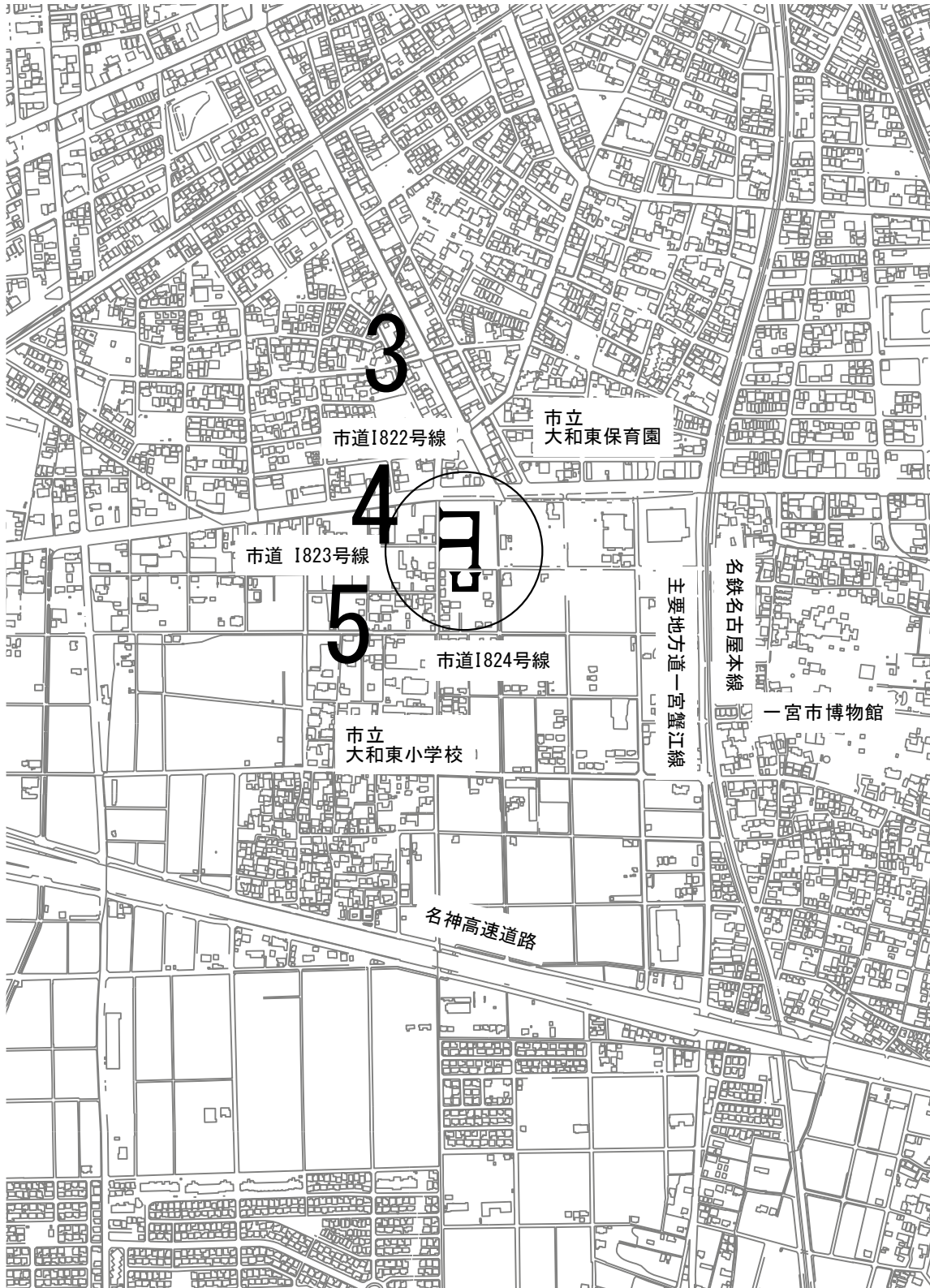
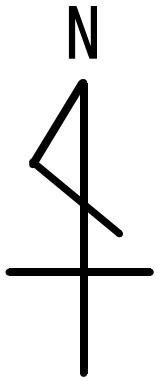


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道K1012号線	120.58	4.5	8.9 (起点)

路線認定

案内図

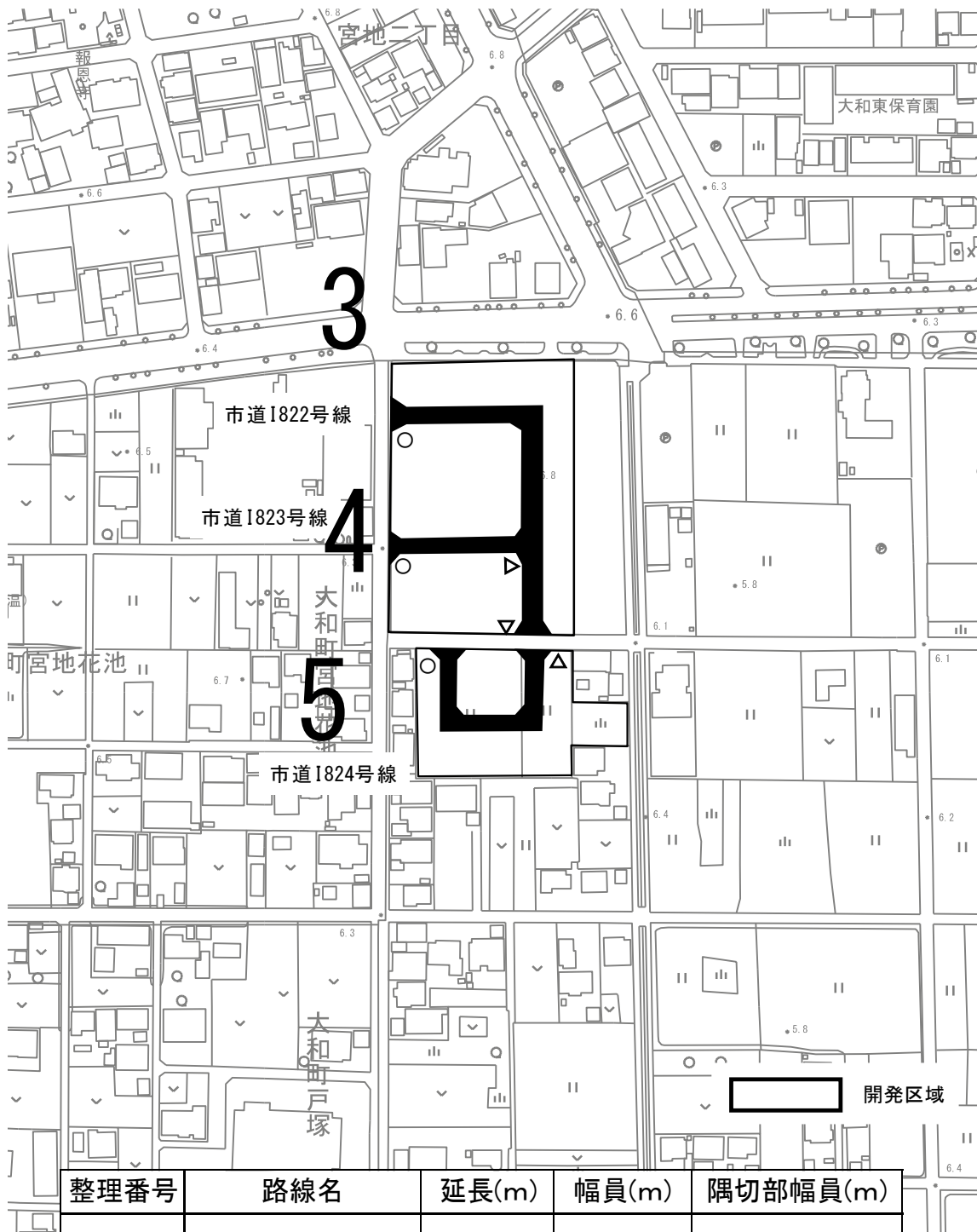
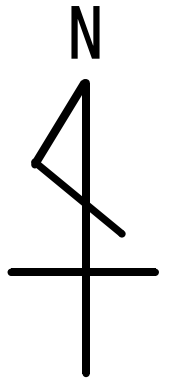
S=1／10,000



路線認定

位置図

S=1／2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
3	市道1822号線	137.80	6.0	10.3 (起終点)
4	市道1823号線	54.06	6.0	10.3 (起終点)
5	市道1824号線	82.99	6.0	10.3 (起終点)

認定第1号

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第2号

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第3号

令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第2項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について（昭和 62 年 3 月 23 日議決）

第 2 項第 1 号関係（和解及び損害賠償の額の決定）

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 6. 6. 6	令和 5. 12. 12	交通事故	88,314円	65,814円	道路課
令和 6. 6. 7	令和 6. 3. 24	車両損傷事故	4,230円	4,230円	維持課
令和 6. 6. 10	令和 6. 3. 25	車両損傷事故	28,320円	28,320円	維持課
令和 6. 6. 11	令和 6. 3. 20	車両損傷事故	18,920円	18,920円	施設管理課
令和 6. 7. 5	令和 6. 3. 21	交通事故	49,500円	49,500円	収集業務課

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和6年7月11日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

新保健所建設電気設備工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当 初 金 額(令和6年3月21日議決)	466,023,800円
今 回 変 更 金 額(令和6年7月11日専決)	479,672,600円
当初金額と今回変更金額の差	13,648,800円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

労務単価等の取扱いについて国が特例措置を定めたことにより、労務単価を変更したため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和6年7月11日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

新保健所建設空調設備工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当 初 金 額(令和6年3月21日議決)	363,000,000円
今 回 変 更 金 額(令和6年7月11日専決)	370,764,900円
当初金額と今回変更金額の差	7,764,900円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

労務単価等の取扱いについて国が特例措置を定めたことにより、労務単価を変更したため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和6年7月11日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

新保健所建設衛生設備工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当 初 金 額(令和6年3月21日議決)	182,798,000円
今 回 変 更 金 額(令和6年7月11日専決)	187,510,400円
当初金額と今回変更金額の差	4,712,400円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

労務単価等の取扱いについて国が特例措置を定めたことにより、労務単価を変更したため

報告第19号

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					交 付 金	企 業 債	一 般 財 源		交 付 金	企 業 債	一 般 財 源		交 付 金	企 業 債	一 般 財 源
一般区域 1 公共下水道 資本の支出	1 建設改良費	東部浄化センター 水処理棟電気室 電気設備更新工事	3	37,620,000	—	36,620,000	1,000,000	37,620,000	—	36,620,000	1,000,000	0	—	0	0
			4	120,000,000	—	117,100,000	2,900,000	120,000,000	—	117,100,000	2,900,000	0	—	0	0
			5	139,000,000	—	135,600,000	3,400,000	115,235,000	—	112,416,303	2,818,697	23,765,000	—	23,183,697	581,303
			計	296,620,000	—	289,320,000	7,300,000	272,855,000	—	266,136,303	6,718,697	23,765,000	—	23,183,697	581,303
一般区域 1 公共下水道 資本の支出	2 拡張事業費	中町1丁目地内 ほか大和幹線 雨水管布設工事	元	150,000,000	75,000,000	75,000,000	—	0	0	0	—	150,000,000	75,000,000	75,000,000	—
			2	844,200,000	412,100,000	432,100,000	—	170,000,000	85,000,000	85,000,000	—	674,200,000	327,100,000	347,100,000	—
			3	455,800,000	212,900,000	242,900,000	—	824,200,000	402,100,000	422,100,000	—	△ 368,400,000	△ 189,200,000	△ 179,200,000	—
			4	938,000,000	365,500,000	572,500,000	—	696,800,000	333,400,000	363,400,000	—	241,200,000	32,100,000	209,100,000	—
			5	—	—	—	—	648,353,500	245,000,000	403,353,500	—	△ 648,353,500	△ 245,000,000	△ 403,353,500	—
			計	2,388,000,000	1,065,500,000	1,322,500,000	—	2,339,353,500	1,065,500,000	1,273,853,500	—	48,646,500	0	48,646,500	—

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和5年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第21号

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和5年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和5年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

比率名	令和5年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第23号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和5年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和6年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

第 2 期 事 業 報 告

〔 自 2023年 5月 1日
至 2024年 4月 30日 〕

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、一宮市環境センター等で発電された電気を地域内で消費することによるエネルギーの地産地消を推進するとともに、事業利益を活用した再生可能エネルギーの普及拡大などを推進し、一宮市の「脱炭素化のシンボル」となることを目指し、一宮市、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社および株式会社愛知銀行の出資により、2023年1月18日に設立し、2023年7月から二酸化炭素排出量ゼロ（2023年度予定値）の電力を一宮市公共施設へ供給しております（2024年4月末時点で85施設）。

当期の販売電力量については 16,762千kWhとなり、計画を4%上回りました。売上高は414,861千円、経常利益は19,386千円、当期純利益は14,499千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定的に事業利益を計上し、寄付および利益活用事業による地域活性化につなげられるよう、電源調達環境や電気事業制度などの様々な変化に対して適切に対応し、事業基盤を確立するとともに、効率的な事業運営に努めます。また、業務遂行にあたっては、コンプライアンスを徹底します。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第1期 2023年4月期	第2期 2024年4月期
売上高	－	414,861
経常利益	△1,491	19,386
当期純利益	△1,569	14,499
一株当たり当期純利益	△15円69銭	144,993円45銭
総資産	98,508	194,063
純資産	98,430	112,929

(6) 主要な事業内容

- ①小売電気事業
- ②発電事業
- ③前各号に附帯又は関連する一切の事業

(7) 主要な事業所

名称	所在地
本社	愛知県一宮市

(8) 従業員の状況

従業員は東邦ガス株式会社からの出向兼務者2名

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 当社の発行株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000株

(2) 発行済株式の総数 100株

(3) 株主数 4名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
一宮市	51株	51.0%
東邦ガス株式会社	34株	34.0%
アーバンエナジー株式会社	10株	10.0%
株式会社愛知銀行	5株	5.0%

3 当社役員に関する事項（2024年4月30日現在）

取締役および監査役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
吉崎 直己	代表取締役	東邦ガス株式会社 尾張地域支配人
星野 泰久	取締役	一宮市 環境部長
妹尾 大介	取締役	アーバンエナジー株式会社 プロジェクト推進部長
中嶋 仁志	監査役	株式会社愛知銀行 一宮支店長

以 上

事業報告に係る附属明細書

- 1 事業報告の内容を補足する重要事項
特記事項なし

以 上

貸 借 対 照 表

令和 6年 4月30日 現在

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	194,063,159	【流動負債】	81,133,259
現 金 及 び 預 金	110,246,507	買 掛 金	62,750,806
売 掛 金	74,453,995	未 払 金	4,214,581
未 収 入 金	9,362,657	未 払 法 人 税 等	5,286,500
		未 払 消 費 税 等	1,360,300
		預 り 金	7,521,072
		負 債 の 部 合 計	81,133,259
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	112,929,900
		資 本 金	100,000,000
		利 益 剰 余 金	12,929,900
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,929,900
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,929,900
		純 資 産 の 部 合 計	112,929,900
資 産 の 部 合 計	194,063,159	負 債 及 び 純 資 産 合 計	194,063,159

損 益 計 算 書

自 令和 5年 5月 1日
至 令和 6年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	414,861,739	
売 上 高 合 計		414,861,739
【売上原価】		
当 期 商 品 仕 入 高	261,667,967	
託 送 費	81,699,477	
需 給 管 理 費	25,000,000	
容 量 抛 出 金	3,831,438	
合 計	372,198,882	
売 上 原 価		372,198,882
売 上 総 利 益 金 額		42,662,857
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		23,277,550
営 業 利 益 金 額		19,385,307
【営業外収益】		
受 取 利 息	955	
雑 収 入	228	
営 業 外 収 益 合 計		1,183
経 常 利 益 金 額		19,386,490
税引前当期純利益金額		19,386,490
法人税、住民税及び事業税		4,887,145
当 期 純 利 益 金 額		14,499,345

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 5年 5月 1日
至 令和 6年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
給 料 手 当	1, 143, 100	
外 注 費	20, 000, 000	
広 告 宣 伝 費	479, 000	
諸 会 費	330, 000	
支 払 手 数 料	19, 550	
租 税 公 課	437, 900	
支 払 報 酬 料	868, 000	
販売費及び一般管理費合計		23, 277, 550

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 5年 5月 1日
至 令和 6年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高	100,000,000
	当期末残高	100,000,000
利 益 剰 余 金		
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	-1,569,445
	当期変動額 当期純利益金額	14,499,345
	当期末残高	12,929,900
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	-1,569,445
	当期変動額	14,499,345
	当期末残高	12,929,900
株 主 資 本 合 計	当期首残高	98,430,555
	当期変動額	14,499,345
	当期末残高	112,929,900
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	98,430,555
	当期変動額	14,499,345
	当期末残高	112,929,900

注 記 表

いちのみや未来エネルギー株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 消費税等の会計処理に関する注記
（1）消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。
2. 株主資本等変動計算書に関する注記
（1）当事業年度の末日における発行株式の数 100株
（2）配当に関する事項 無配により、該当事項はありません。

監 査 報 告 書

2023年5月1日から2024年4月30日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年 6 月 19 日

いちのみや未来エネルギー株式会社

監査役 中嶋 仁志

